

平成 27 年度

第 1 回（仮称）権利擁護センター検討会

日 時：平成 27 年 7 月 14 日（火） 19：00～20：00

場 所：北広島市福祉センター 会議室

出席者（7 名）

◇権利擁護センター検討会委員

遠藤 隆子 （市民後見人養成研修修了生）  
大滝 和子 （司法書士）  
佐藤信一郎 （北広島市にし高齢者支援センター 管理者）  
高森 健 （弁護士）  
林 恭裕 （北翔大学人間福祉学部 教授）  
守谷 眞一 （市民後見人養成研修修了生）  
若狭 聡美 （障がい生活支援センターみらい 管理者）

◇事務局

保健福祉部長	福島 政則
保健福祉部高齢者支援課長	三上 勤也
保健福祉部福祉課長	奥山 衛
保健福祉部高齢者支援課 主査	浜山 かおり
保健福祉部福祉課 主査	柄澤 尚江
保健福祉部高齢者支援課 主査	渡邊 篤広
保健福祉部福祉課 主査	川又 洋火
保健福祉部高齢者支援課 主任	五十嵐 陽子
保健福祉部高齢者支援課 主事	角田 紘希

◇北広島市社会福祉協議会

北広島市社会福祉協議会事務局長	三熊 秀範
北広島市社会福祉協議会事務局次長	八町 史郎
北広島市社会福祉協議会 主査	風間 公彦

◇傍聴者 1 名

## 《議事録概要》

### 1 開会

### 2 自己紹介

### 3 座長の選任

座長に林委員を選任

### 4 会議及び会議録の公開について

### 5 協議事項

委員：市長申立てというのは北広島市では何件あるのか。

事務局：年間で高齢者、障がい者含めて2~3件で推移している状態である。

委員：後見の対象は市長申立てを想定していると考えますが、現状はどのようになっているのか。

事務局：現在は家庭裁判所に後見人の選任を一任する申し立てをしています。

委員：（仮称）権利擁護センターでは、法人後見を社会福祉協議会が担うとなっているが、今後は社会福祉協議会自体を候補者というイメージでいるのか。

事務局：検討している段階なので確定ではない。ただ法人後見は社会福祉協議会が実施する予定なので、そういう方向性で検討を進めている。

委員：地域包括支援センター（高齢者支援センター）からみると後見制度を使いたいという方はたくさんいるが、利用に至るまでに様々な障害があり、後見制度を利用されている方はごく少数なので、（仮称）権利擁護センターができ色々な方が利用できるようになるのはとても良いことだと考えます。

委員：障がい者支援センターからみると、障がい者支援センターで相談を受けた際に、相談者が日常生活自立支援事業なのか、市長申立てなのか、などの判断を含めて総合的に相談にのっていただける（仮称）権利擁護センターであれば、すごく助かると考える。

事務局：（仮称）権利擁護センターでは、委員からの指摘のあった振り分けなどを実施機関や後見支援員等々と連携を取りながら進めていくのが理想だと考えている。

委員：専門職と市民後見人との役割の違い、また市民後見人養成研修修了者は、どのようなことを担うことを期待されているのか聞きたい。

事務局：市民後見人は、「法人後見」または「個人受任」にするかで、専門職との役割の違いがあり、「個人受任」とすると専門職と同様の責任と役割となり、あまり経験の状況で重い責任を負うこととなります。北広島市で予定している「法人後見」では、後見人としての責務は法人後見実施機関が負うこととなります。市民後見人は主に身上監護を担う

後見支援員として活用されることを想定しています。

委員：社会福祉協議会の中にセンターを置くということでしょうか。いままでは、障がい福祉課又はみらい、高齢者は高齢者支援課又は各高齢者支援センターが相談を受けていたが、それをどう集約していくのか。使いやすいセンターにするためにはどうすればよいのか、そういったあたりがポイントになってくると思うのでよろしくお願いします。

委員：年 2 件くらいの申立てでは、センターを実際に担当する人たちが十分な知識やノウハウの蓄積ができるのか疑問がある。これに対し何か研修であるとかバックアップ的なことは想定しているのか。

事務局：市長申立て自体は年間 2 件程度となっているが、制度説明等は年間 100 件程度対応している。そういった相談業務のなかでノウハウの蓄積、また研修等を行っていくことを想定しています。

委員：（仮称）権利擁護センターの職員が相談を受けてどのように処理をするのかを判断する際に最初は、経験不足などから判断に迷うことが生じることが予想されるが、最初のスタートの段階である程度ノウハウのある弁護士や司法書士等の協力ないし、援助を仰ぐようなイメージがあるのでしょうか。

事務局：専門職の方とどのように連携するべきか、指摘のあった課題をどのようにクリアするかを、専門職を含めた関係機関とのネットワーク構築及び、連携のあり方をこの会で検討していければと思っております。

委員：率直な印象として件数が少ないという気がするので、（仮称）権利擁護センターの相談を受けて本当に必要な人が後見制度を利用できず、必要じゃない人が制度を利用することにならないかが心配される。

委員：東京都のように最初から弁護士が関わって運営しているところや、全くそうではなくて独自でやっているところもある。専門職とのネットワークをどう作るかというところが課題と思われる。

次回以降、対象や相談が来た時の対応の方法、あるいは高齢者支援センター、みらいとの連絡調整をどう図るのか、役割分担等を整理してフロー等を確認する必要があるかもしれない。個々の窓口で相談が止まってしまうのは困るし、当然虐待防止も権利擁護に関わってくる。北広島市は先進的でたくさんの窓口があるが、これらがどう上手く連携していくかが大事なことになると思う。

委員：養成研修を修了された方にお聞きしたい。ニーズ調査の資料をみると 2500 人ニーズがあるとなっているが、実際関わった時、何人くらいなら一人で担当できそうなイメージがあるか。

委員：どこまでできるか、いまは正直わからない。

委員：具体的な活動のイメージができあがった段階で自分だったら、初めの内は1人か2人くらい。慣れてきたら3~4人くらいの方は担当できるかなとは思いますが、現段階では複数の方は担当できない。

委員：市民後見人は身上監護が中心。財産管理まではなかなか大変だと思う。法人後見の後見支援員として経験を積んでいかないとそう簡単にいかないと。専門職後見で社会福祉士がスムーズに後見業務を遂行できるかと言ったらそういうわけでもない。センターがオープンしたら「何でもできます」ではなく、できるように作る方法を考えていかなければならないと考えます。

委員：普段相談を受けているイメージだと、制度が必要だろうな、判断能力が落ちてきたなという方、結構な人数がいると思う。その中には専門職の方についていただかないと難しいような方もいるし、日常的に市民後見人に見守ってもらえば何とか生活していけるという方たちもいるので、その辺の線引きをうまくセンターでやっていただければいいのがひとつと、先ほど市長申立てが少ないというお話もあったが、なかなかそこまで話がいけないというのが現実。私たちから色々なことを持ちかけて申立てにつなげたくても最終的には申立てまでたどり着けない方たちが多い。ご家族の反対が強かったりなどこういった事例をどう関係機関と連携しながら上手く対応していくか。

委員：相談を受けた際どういう判断をするのか、特に制度利用につなげたいが、本人や家族が拒否的で説得が必要な場合、高齢者支援センターなのか、みらいなのか、センターなのかをどう整理するのか。いままでの関係性から高齢者支援センターまたは、みらいが言うなら成年後見制度を利用してみてもいいかなと思う方もいるだろう。

その他

閉会 20:00